# 愛媛県老人福祉施設協議会 委員会設置規程

## 【目 的】

第1条 この規程は、愛媛県老人福祉施設協議会会則(以下「会則」という。)第15条の規定に基づき、 委員会に関する必要な事項を定める。

### 【委員会の種類等】

- 第2条 委員会は次のとおりとし、委員は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
  - (1) 総務委員会
  - (2) 研修委員会
  - (3) 21世紀委員会

#### 【委員会の任務】

- 第3条 委員会は会則に定めるもののほか、専門的事項について会長の諮問に答え、または意見を具申 することができる。
  - 2 前項に規定するもののほか、本会の目的達成のため必要な事業を行う。

## 【委員会の運営】

- 第4条 委員会には委員の互選により、委員長、副委員長を置く。
  - 2 委員会は委員長が招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐する。
  - 3 委員会には、担当役員として、副会長の職にあるものを充てる。
  - 4 委員会には、必要に応じ、会長の承認を得て専門委員を置くことができる。

## 【その他】

- 第5条 委員会の委員の任期は、本会役員の任期に準ずる。
  - 2 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要の事項は会長が定める。
  - 付 則 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
  - 付 則 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
  - 付 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
  - 付 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
  - 付 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
  - 付 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。